

鹿児島南高等学校（以下、当校とする）は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定めます。

## 1 いじめ防止基本方針

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

### 【いじめ防止等のための対策の基本理念】

当校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめほどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定めます。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に生徒を守り通します。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努めます。

## 2 いじめの問題への対策のための組織

当校はいじめの問題への対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織します。

### 【校内委員会】（「生徒支援・いじめ防止対策委員会」と称する。）

委員長 校長

委員 教頭、生徒指導主任、保健主任、教育相談・調査係チーフ、コーディネーター、各学年代表、養護教諭、（スクールカウンセラー、当該生徒の正副担任、当該生徒の部活動顧問）  
なお、必要に応じて外部委員として関係機関の専門家を参集する場合がある。

### 【校内委員会の役割】

#### (1) 相談体制の拡充

- いじめに関する事象が発見された場合はすみやかに管理職に報告する。  
すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告をする義務がある。  
校長は生徒指導主任・担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時校内委員会を開催する。  
臨時校内委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。  
なお、委員長は県教委高校教育課に状況を随時伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。  
いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。  
指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組（継続的な観察・指導、保護者との連携・関係機関との連携など）を行う。
- 緊急窓口の整備  
深刻な事案に迅速に対応できるよう校内委員会の相談窓口を教頭とし、いじめ相談に対応する。
- スクールカウンセラーの配置  
校内委員会にスクールカウンセラーを配置し、解決困難な問題を支援する。

(2) 実態把握の改善

校内委員会は、いじめに関するアンケート調査を適切な時期に実施する。

(3) 教職員の取組支援

○ いじめ対策に関する指導資料の活用

校内委員会は、いじめの防止・解決に関わる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。

○ 教職員研修の実施

校内委員会は、いじめ防止に関わる研修を実施する。

○ インターネットを通じて行われるいじめの防止

校内委員会は携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

### 3 いじめ防止等に関する措置

#### 【いじめの防止】

当校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 関係機関との定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

#### 【いじめの早期発見】

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努めます。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問・保護者会等)
- (4) 関係機関と日常的に連携する。(関係機関との情報共有等)

#### 【いじめの早期解消】

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指します。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者との継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて関係機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

#### 【いじめに対する措置】

いじめ問題が生じたときには、校内委員会の判断のもと加害者生徒に対し特別指導や出校停止、退学等の措置を行うことができる。なお、いじめ事象のレベルの判断に迷い、生徒に対する措置などの対応判断に迷う場合は、県教委高校教育課に相談する。

また、いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し毅然とした姿勢で対応する。